

桜井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和3年度の 人件費率
R4年度	人 55,508	千円 24,329,055	千円 1,321,896	千円 4,497,295	% 18.5	% 16.8

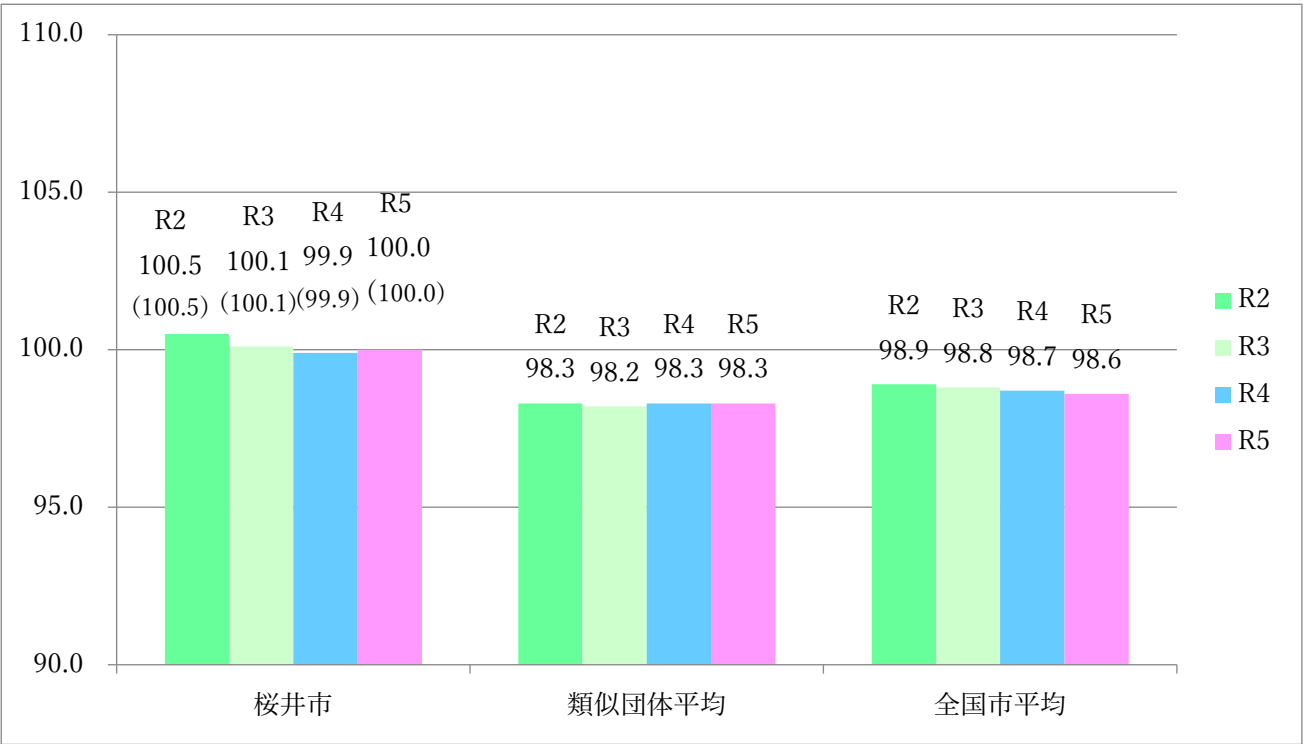
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
R4年度	人 427	千円 1,552,342	千円 308,558	千円 614,071	千円 2,474,971

(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円 5,796	千円 6,066

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については据え置き、高齢層については最大4%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

国基準3%に対し、桜井市においても3%を支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
桜井市	39.4 歳	305,849円	408,394円	346,155円
奈良県	42.1 歳	312,738円	406,051円	359,290円
国	42.4 歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.6 歳	310,260円	401,078円	356,435円

② 技能労務職

区 分		公 務 員			
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)
桜井市		47.2 歳	62 人	340,763 円	392,321 円
	うち清掃作業員	45.1 歳	43 人	335,079 円	398,427 円
	うち給食調理員	53.8 歳	13 人	348,862 円	367,284 円
	うち用務員	48.7 歳	4 人	357,075 円	380,448 円
奈良県		55.8 歳	49 人	294,797 円	348,999 円
国		51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—
類似団体		52.3 歳	17 人	321,114 円	373,492 円

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	44.4 歳	352,719円	399,913円
奈良県	40.2 歳	340,143円	392,745円
類似団体	41.7 歳	312,527円	364,544円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		桜井市	奈良県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高 校 卒	154,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	168,150円	(高卒) 149,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

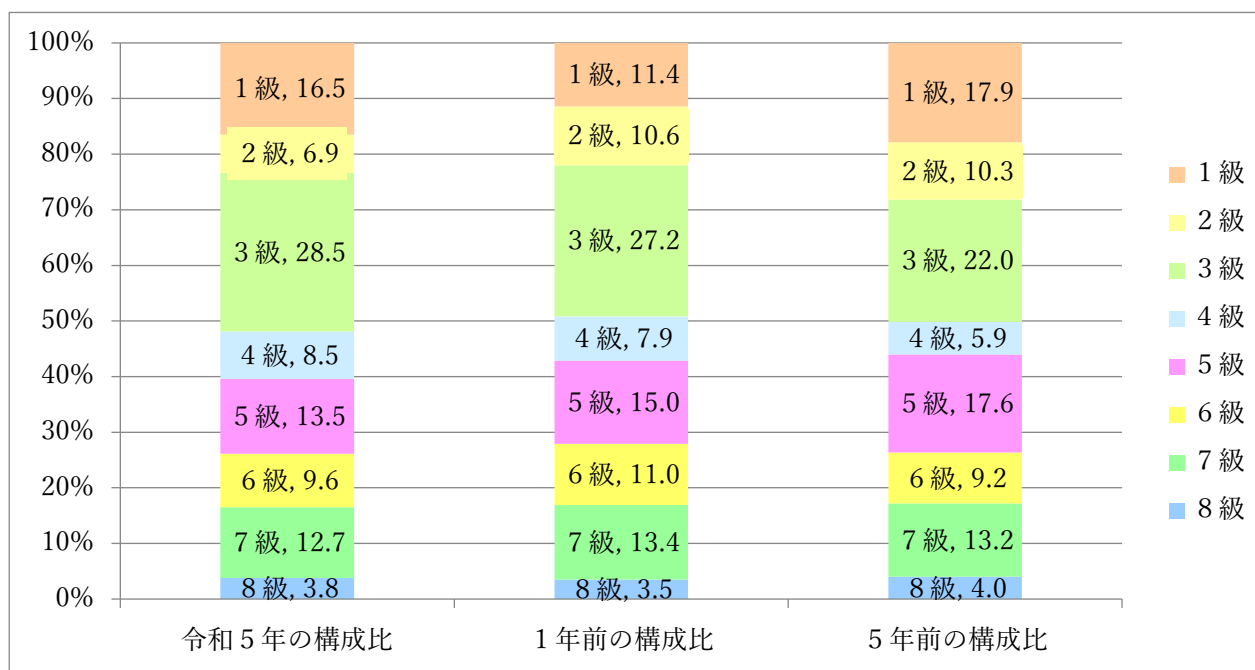
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,671円	365,500円	411,460円
	高 校 卒	—	302,200円	386,298円
技能労務職	高 校 卒	228,550円	247,200円	325,500円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

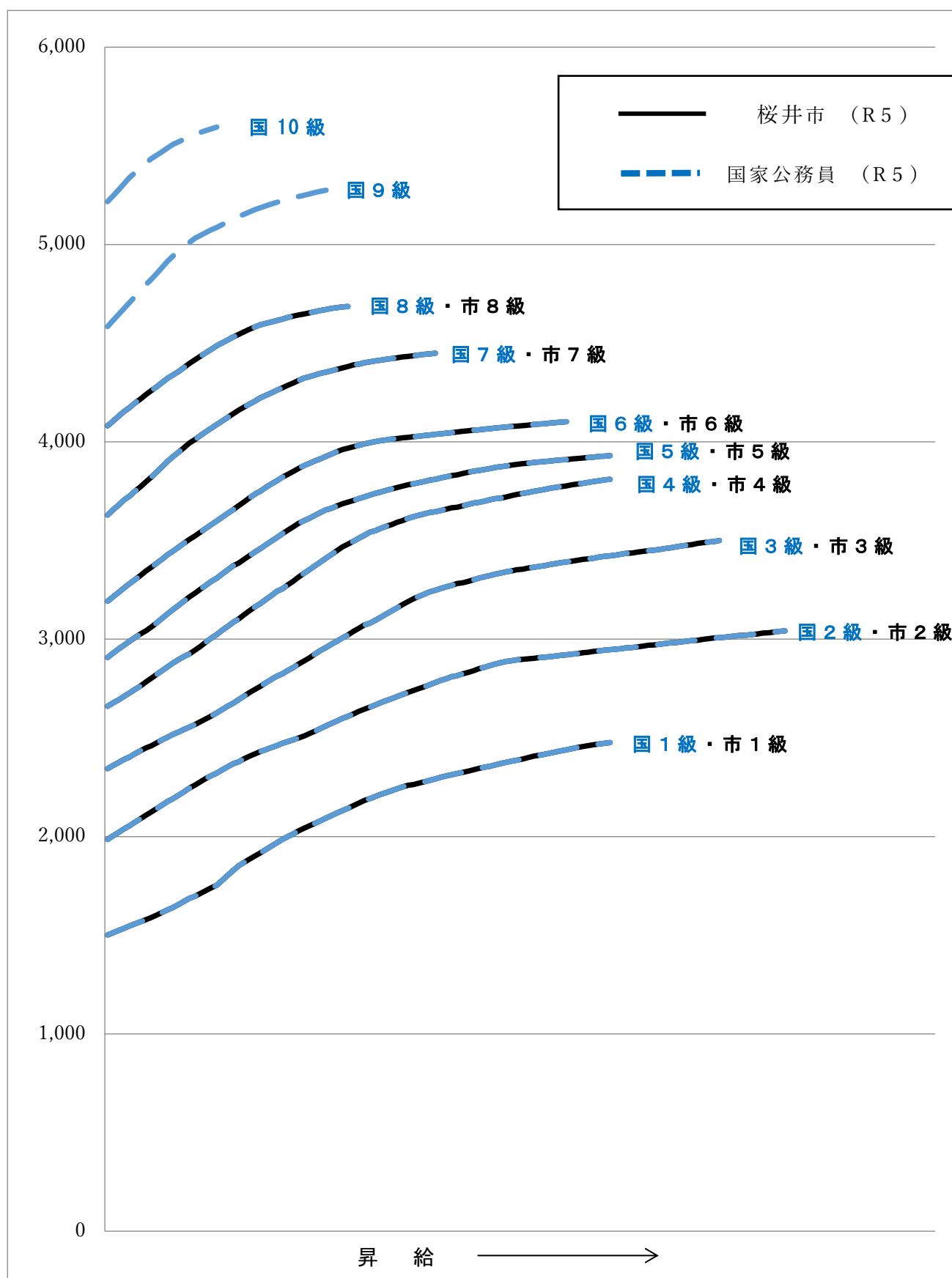
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事補・技師補	43人	16.5%	150,100円	247,600円
2級	主事・技師	18人	6.9%	198,500円	304,200円
3級	主任	74人	28.5%	234,400円	350,000円
4級	係長・主査	22人	8.5%	266,000円	381,000円
5級	副主任・主査	35人	13.5%	290,700円	393,000円
6級	主幹	25人	9.6%	319,200円	410,200円
7級	課長	33人	12.7%	362,900円	444,900円
8級	部長・次長	10人	3.8%	408,100円	468,600円

- (注) 1 桜井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（桜井市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

桜井市	奈良県	国
1人当たりの平均支給額 (令和4年度) 1,447千円	1人当たりの平均支給額 (令和4年度) 1,529千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.35月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～18%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率			○		○
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

桜井市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 ３～３０％加算）			（定年前早期退職特例措置 ２～４５％加算）		
１人当たり平均支給額					
８,５９７千円			２１,８４４千円		

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）			５１,９３４千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）			１１７,７６５円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全域	３％	４４１人	３％
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			１００.０ （１００.０）

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）	２０,４２７千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	１１８,０７６円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）	４０.５％
手当の種類（手当数）	１３種類

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	８０,７２１千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	２５４千円
支給実績（令和３年度決算）	７３,８１０千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	１９９千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和４年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和４年度決算)
扶 養 手 当	子10,000円、配偶者6,500円等	同 じ	な し	44,643千 円	225,469円
住 居 手 当	借家借間： 支給限度額28,000円	同 じ	な し	26,050千 円	280,104円
通 勤 手 当	交通機関利用者： 運賃等相当額(支給限度額55,000円) 交通用具使用者： 距離区分に応じて支給(支給限度額31,600円)	同 じ	な し	25,868千 円	69,350円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき支給 (97,000円～43,000円)	一 部 異 なる	管 理 職 の 範 囲 等	58,782千 円	721,661円
宿 日 直 手 当	日直勤務： 1 回4,400円	同 じ	な し	537千 円	4,400円

5 特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	735,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 長	(1,050,000 円) 663,000 円 (885,000 円)	1,061,000円／ 593,400円 885,000円／ 547,600円
報 酬	議 長	587,000 円	737,000円／ 372,000円
	副 議 長	504,000 円	653,000円／ 294,000円
	議 員	473,000 円	591,000円／ 266,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和４年度支給割合) 3.30 月分	
	議 長 副 議 員	(令和４年度支給割合) 3.30 月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料年額×在職年数×54/100 給料年額×在職年数×31.5/100	(１期の手当額) (支給時期) 27,216,000円 任期満了時 13,381,200円 任期満了時

(注) １ 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

２ 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

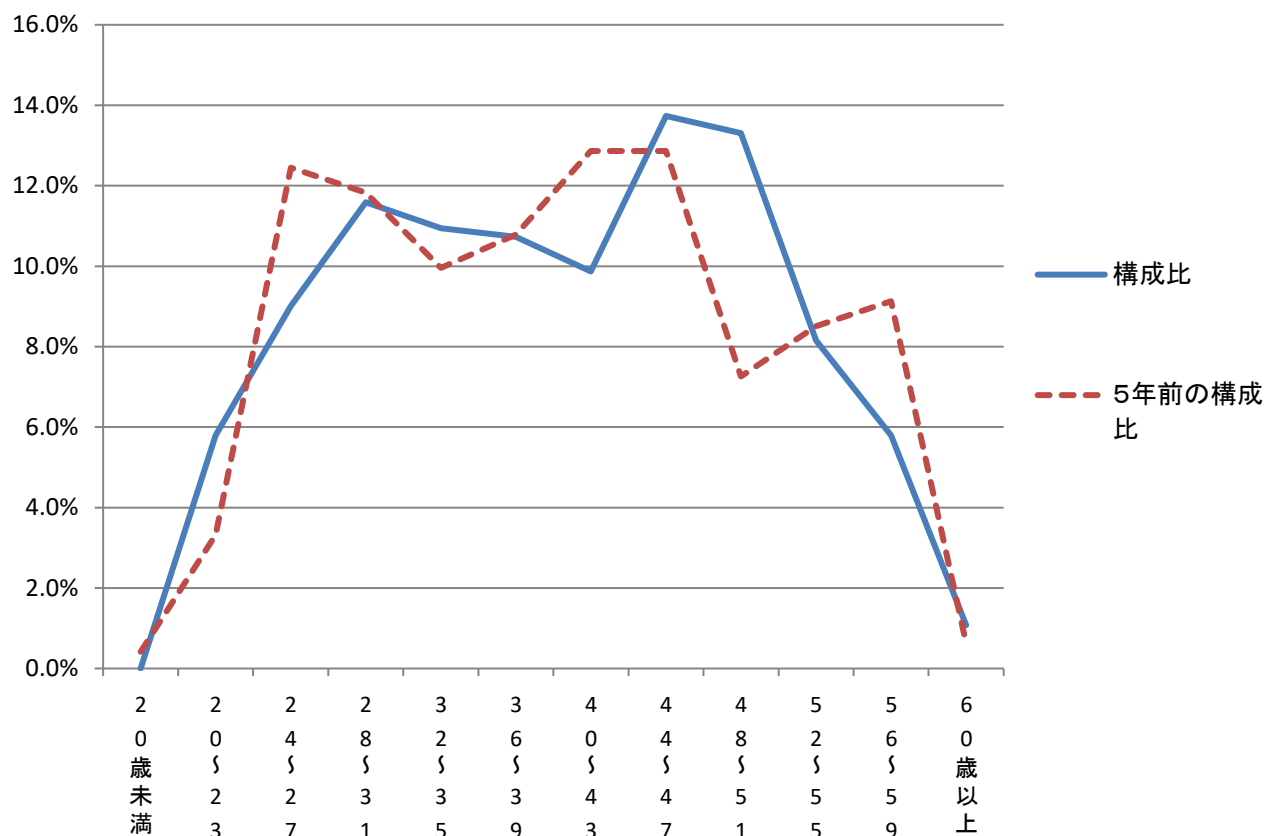
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	
		総 務	77	76	△ 1	欠 員 不 補 充
		税 務	25	26	1	職 員 の 欠 員 補 充
		農 水	12	13	1	農 林 担 当 職 員 の 増 員
		商 工	10	10	0	
		土 木	36	37	1	職 員 の 欠 員 補 充
		民 生	132	134	2	職 員 の 欠 員 補 充
	衛 生	83	79	△ 4	欠 員 不 補 充	
	計	379	379	0	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 68.28人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 51.55人)	
	教育部門	48	49	1		
	小 計	427	428	1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 77.11人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.15人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	14	14	0		
	下 水 道	9	9	0		
	そ の 他	15	15	0		
	小 計	38	38	0		
合 計			465	466	1	< 参 考 >
			[673]	[673]	[0]	人口1万当たり職員数 83.95人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	27人	42人	54人	51人	50人	46人	64人	62人	38人	27人	5人	466人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	396	392	386	384	379	379	△17(95.7%)
教育	47	48	49	49	48	49	2(104.3%)
普通会計計	443	440	435	433	427	428	△15(96.6%)
公営企業等会計計	39	39	37	39	38	38	△1(97.4%)
総合計	482	479	472	472	465	466	△16(96.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)令和 3 年度 の総費用に占める職 員給与費比率
令和 4 年度	千円 1,198,705	千円 △ 4,730	千円 127,017	% 10.6	% 9.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 4 年度	人 18	千円 61,217	千円 10,751	千円 24,505	千円 96,473	千円 5,360

注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和 5 年 3 月 31 日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	42.9 歳	327,610 円	396,710 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桜井市	
1 人当たり平均支給額（令和 4 年度）	
1,569 千円	
(令和 4 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～18%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

桜井市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 3～30% 加算)		
1 人当たり平均支給額		
該当者なし 該当者なし		

ウ 地域手当（令和５年４月１日現在）

支 給 実 績（令和４年度決算）			1,820 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）			129,968 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	3%	14人	3%

エ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）	0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）	0%

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	701千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	88千円
支給実績（令和３年度決算）	1,012千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	101千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （R4年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （R4年度決算）
扶養手当	普通会計と同様			1,872千円	267,429円
住居手当				1,054千円	263,500円
通勤手当				772千円	77,194円
管理職手当				4,368千円	728,000円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	（参考）令和３年度 の総費用に占める職 員給与費比率
令和４年度	千円 1,114,798	千円 22,611	千円 33,446	% 3.0	% 3.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和４年度	人 11	千円 35,062	千円 6,394	千円 14,367	千円 55,823	千円 5,075

注）１ 職員手当には退職給与金を含まない。

２ 職員数は、令和５年３月３１日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和５年４月１日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	40.9歳	308,623円	386,961円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桜井市	
1人当たり平均支給額（令和４年度）	
1,404千円	
（令和３年度支給割合）	
期末手当 2.4月分	勤勉手当 2.00月分
（ 1.35 ）月分	（ 0.95 ）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～18％	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和５年４月１日現在）

桜井市		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 3～30％加算）		
1人当たり平均支給額		
該当者なし 該当者なし		

ウ 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）		1,033千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和４年度決算）		114,766円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	3％	9人	3％

エ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）	0％

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	1,507千円
職員1人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	215千円
支給実績（令和３年度決算）	4,411千円
職員1人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	630千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	普通会計と同様			1,238千円	309,375円
住居手当				858千円	286,133円
通勤手当				308千円	38,450円
管理職手当				1,344千円	672,000円